

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務付けている。

この規定は、婚姻に両性の合意以外の要件を付している点において、婚姻が両性の合意のみに基づいて成立するものと定めた憲法24条に違反する（憲法24条は憲法13条、憲法14条の趣旨から導かれる）と判断した最高裁判所裁判官の反対意見がある。

民法750条の規定は、夫又は妻のいずれかが他方の姓に変更しなければならないというものであり、一見すると男女間の不平等はないように思われる。

しかし、日本では、婚姻した夫婦の約95%が、女性が改姓して男性の姓に合わせるといった形をとっており、いわゆる無意識バイアスや女性の社会的経済的立場の弱さから事実上女性が不利益を受けていることは明らかである。

夫婦になろうとする者に対する同姓の強制は、改姓を望まない者に対し、本来憲法で保障されている婚姻の自由を犠牲にするか、自分の姓（アイデンティティ）を犠牲にするかという耐え難い究極の選択を迫るものである。また、婚姻により改姓した者について、旧姓時代の仕事や研究の業績、実績、成果等が同一人のものとして認識されないといった弊害が生じていることも報告されており、折しも令和6年6月10日、一般社団法人日本経済団体連合会からも選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める提言が公表されている。何よりも、改姓による自己喪失感や精神的苦痛には看過できないものがある。また、結婚という本来プライバシーに属する情報が、改姓によって事実上公になってしまうことの合理性も見出しがたい。

国は、これまで通称名の使用を広く認めることによって、改姓に伴う不利益を回避できるとの姿勢をとってきた。

しかし、社会的、経済的、文化的生活の全般において改姓による不利益を回避できていない。また、現代社会において、世界の主な国で日本以外に法律で夫婦同姓を強制している例は見当たらないことに鑑みると、通称名と戸籍名の併用が海外で理解されるものではない。つまり、通称使用を制度として認めても社会的な不利益を回避できるものではない。

そもそも、姓は人格権の内容をなすものであり、通称名と戸籍名を併用することは単なる利便性の問題を超越して個人のアイデンティティの喪失につながるものであり、係る喪失は社会的に回避されるべきである。

法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案

要綱」を法務大臣に答申したのは1996年であり、実現されないまま既に28年が経過している。その間、日本政府は、国連の女子差別撤廃委員会から四度にわたって、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告されている。

なお、選択的夫婦別姓制度の導入により、家族の一体性が損なわれるという意見がある。しかし、夫婦別姓制を採用している諸外国において家族の一体感が損なわれている旨の報告は聞かない。

選択的夫婦別姓制度は、個人が婚姻において同姓を選択する自由・別姓を選択する自由をともに尊重するものであり、係る制度こそが憲法24条の趣旨にかなうものである。また、様々な夫婦や家族の形態を許容することが、多様で寛容な活力ある社会を生み出すというべきである。

当会は、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう求める。

令和7年2月28日

大分県弁護士会
会長 井田 雅 貴